

高橋虫麻呂の「富士の山を詠む歌」

―表現・構成と旅程―

Poem on The Mt.Fuji Composed by TAKAHASHI-NO-Mushimaro:

Representation, Formation and Journey

鈴木 武晴

Takeharu SUZUKI

(1)

一、序

万葉集の巻三には、高橋連虫麻呂歌集所出の虫麻呂作と認められる「富士の山を詠む歌一首并せて短歌」(三一九～三二二番歌)が収録されている。掲げれば、次のとおり(本文は伊藤博『萬葉集釋注(注し)』に基本的に拠る。「並吉みの」など、稿者による若干の改変あり)。

富士の山を詠む歌一首并せて短歌

並吉みの甲斐の国 うち寄する駿河の国と ちちごちの国の
み中ゆ 出で立てる富士の高嶺は 天雲もい行きはばかり

反歌

富士の嶺に降り置く雪は六月の十五日に消ぬればその夜降り
けり(三二〇)

富士の嶺を高め畏み天雲もい行きはばかりたなびくものを

(三二一)

右の一首は、高橋連虫麻呂が歌の中に^{出づ}。類をもちてここに載す。

長歌三一九は、冒頭部に「並吉^{なまよ}みの甲斐の国 うち寄する駿河の国と ちち^{注2}の国のみ中ゆ 出で立てる富士の高嶺は」と、甲斐の国、そして駿河の国の順で掲げた双方の国の聖なる中央からそびえ立っている富士の高嶺を叙している。けれども、長歌末尾には「駿河なる富士の高嶺は」と詠んでいて、誰の目にも長歌は矛盾をきたしているように見える。しかし、これは拙稿「高橋虫麻呂の富士の歌」(「富士」第2号、二〇〇七年三月一日、富士短歌会発行)に指摘したように、甲斐の国から駿河の国へという虫麻呂の旅程に即して表現したためと考えることよって矛盾なく解くことができるのである。この考えは今も変わっていない。ただ、歌の表現については、更に深める必要があり、虫麻呂が甲斐の国に入る前の旅程や、なぜ虫麻呂が甲斐の国に入ったのかという理由についても、考察して述べる必要がある。よって、本稿を執筆する次第である。

二、長歌の表現・構成と旅程

長歌三一九の表現と構成について、先掲『釋注』には次のように述べている。

富士の山が甲斐の国(山梨県)と駿河の国(静岡県中央部)との二つの国の真ん中から聳え立つという、現在の事実をありのままにうたい、以下、「天雲も」から「なれる山かも」まで、二六句を用いて富士の偉容を詳細に述べ、あと、「駿河なる富士の高嶺は見れど飽かぬかも」と結んでいる。

富士の偉容をのべる二六句については、

前半一二句が、雲・鳥・火・雪によって富士そのものの靈景を述べ、後半一四句が、せの海と富士川という、山をめぐる環境によって富士を持ちあげている。

と記している。おおむね肯われる見解である。一点、「後半一四句」と捉えるところは検討の余地がある。長歌の第二十句と第三十二句に二度用いている「…います神かも」の表現を考慮すると、次のような構成と捉えることができよう。

- 1、「並吉^{なまよ}みの甲斐の国」から「出で立てる富士の高嶺は」までの八句
- 2、「天雲もい行きはばかり」から「くすしくもいます神かも」までの十二句
- 3、「せの海と名付けてあるも」から「その山の水のたぎちぞ」までの八句
- 4、「日の本の大和の国の」から「見れど飽かぬかも」までの九句

以下、それぞれのパートについて、具体的に見てゆこう。

1は、「並吉なまよみの甲斐まよの国」と「うち寄なまよする駿河まよの国」の聖なる中央からそびえ立つ「富士の高嶺なまよは」と、2の述部を形成する上で主部をなしている。原文「奈麻余美乃なまよみ」は、拙稿『なまよみの甲斐』考（注4）「統『なまよみの甲斐』考（注5）」、拙著『甲斐 万葉の歌譜（注6）』第4章などに詳述したように「並吉なまよみ」で、山々の配列のすばらしいところの、の意で「甲斐」に冠すると考えられる。「並吉なまよみ」は山国の甲斐の国を象徴する枕詞であり、水の国を象徴する駿河の国に冠する枕詞「うち寄なまよする」（「並なまよ」状の波がうち寄する意）と対になっているのである。

1の主部を受ける2の述部の「天雲も」以下「火もち消ちつつ」の表現は、甲斐の国と駿河の国の双方が共有する富士の自然環境と富士自体の状況の描写である。「天雲もい行きはばかり 飛ぶ鳥も飛びも上らず（注7） 燃ゆる火を雪もち消ち 降る雪を火もち消ちつつ」における「雲」「鳥」「火」「雪」の四つの景は、山部赤人の「富士の山を望みる歌」の長歌三二七の「渡る日の影も隠らひ 照る月の光も見えず 白雲もい行きはばかり 時じくぞ雪は降りける」と歌われている「日」「月」「雲」「雪」の四つの景に対してしている。これは虫麻呂が赤人歌を意識したことを物語っている。

「雲」「鳥」「火」「雪」の四景の描写をうけて、「言ひも得ず名付けも知らず くすしくもいます神かも」（言いひようもなく名付けようも知らないほどに、雲妙にまします神であるよ、の意）と讃嘆している。この讃嘆も甲斐の国と駿河の国の双方が共有している。

1・2の部を通して、「富士の高嶺は……言ひも得ず名付けも知らず くすしくもいます神かも」とうたったのに対して、3の部は

「せの海と名付けてあるも その山の堤める海ぞ」と展開した部である。1・2の部に叙した山国甲斐と水の国駿河の双方が共有する富士の状況と環境を受けて、1の部の順序のように、まず甲斐側の具体的環境である「せの海」（西湖、精進湖、本栖湖、河口湖が一つになった巨大湖）を取り上げて、「その山の堤める海ぞ」と、助詞「ぞ」を強く響かせ臨場感をもって詠んでいる。次に、甲斐の国を流れ、駿河の国へと流れ下る「富士川」をクローズアップし、「その山の水のたぎちぞ」（その山の水のほとばしりであるぞ）と、やはり助詞「ぞ」を響かせ臨場感をもって捉えている（注8）。この3の部の臨場感ある表現は、虫麻呂が甲斐の国に実際に入って、「せの海」や「富士川」を直接目にしたこと（注9）に拠るであろう。

「富士川」は上述のように、甲斐から駿河へと流れ下る川である。換言すれば、甲斐と駿河とを繋ぐ川と言うことができる。このことが長歌の3から4の部への叙述の流れを作るポイントになっているのである。虫麻呂は富士川沿いに甲斐の国から駿河の国へ南下したものと考えられ、そのことを作歌に生かしたのである。

4の部は、「——かも」と詠嘆する三つの表現から成る。その三つの表現は二つ（一組）と一つとから成る。一つめの「日の本の大和の国の」の「日の本の」は、虫麻呂が駿河の国に出て、明るい日の光を浴び、日にきらめく光の海を見た時に生まれた実感に基づく表現と考えられる。そして、富士の白（注10）「布」のような積雪も日の光にまばゆく輝いて、富士はまさに天空にそびえ立つ宝の山（貴い山）と成っているのである。そして、その光景を前にして、しばし佇んでいた時に生まれた表現と考えられる「駿河なる富士の高嶺は 見れど飽かぬかも」の強い詠嘆をもって、長歌を歌い収めている。

拙稿「山部赤人の『富士の山を望る歌』——享受と創造——」^(注10)に指摘したように、赤人の富士歌は、天武天皇の吉野御製歌(巻一・二五番歌)とその異伝歌(二六番歌、卷十三・三三一九三番歌)、柿本人麻呂の吉野讚歌(巻一・二二六―三九番歌)などを踏まえての詠。このことは、富士は聖地吉野の神性に裏打ちされた大和(日本)の聖なる山であるとの認識が赤人であったことを語り告げている。虫麻呂が赤人のそのような認識を意識していたことも、うかがえる。「見れど飽かぬかも」はまさに人麻呂の吉野讚歌の第一長歌三六の最後に置かれた極限の讚美表現であり、虫麻呂は人麻呂への敬意をこめてその表現を富士歌に応用したのである。

虫麻呂が「駿河なる富士の高嶺は 見れど飽かぬかも」の感動を覚えたのは、赤人が反歌三一八「田子の浦ゆうち出でて見れば真白にぞ富士の高嶺に雪は降りける」と詠んだ地点であったと思われる。具体的には、富士川下流の現在の富士市岩淵から静岡市清水区蒲原の吹き上げの浜にかけてのある場所であったであろう(前掲拙著)。その地点で富士を眼前にし、赤人富士歌を敬意をもって想起し、しばし佇んでいた時に生まれた感動が「駿河なる富士の高嶺は 見れど飽かぬかも」の表現と考えられるのである。

三、反歌二首の表現・構成と旅程

虫麻呂は、長歌三一九の末尾の感動表現を心に刻んだ先述の地点より、西に進み、駿河国庁に至ったと推定できる(前掲拙稿)。

駿河国庁の官人たちに迎えられた虫麻呂は、甲斐の国側で見た富

士とその環境風土について語ったことであろう。海国駿河の官人たちは、甲斐側の巨大湖「せの海」に驚嘆したであろう(前掲拙稿)。この折、駿河国庁の官人から聞いた話が、「駿河国風土記」逸文の伝えるところの富士の雪の神秘の話^(注11)であったと推察される。その話をもとに詠み成した歌が反歌第一首三二〇であると考えられる。第五句の「その夜降りけり」は、赤人富士歌の昼の景としての「雪は降りける」に対する夜の雪の描写と言える。

反歌第二首三二一番歌は、虫麻呂が駿河国庁を後にしてからの詠で、都で披露することを念頭に入れて、一連の富士歌をまとめ完成させるといふ創作意識をもって作った歌と考えられる。

長歌三一九の最初からの叙述の流れを確認し、三一九番歌の先掲1の部のミ語法に基づいての初句「並吉み」(山々の配列のすばらしいところ、の意。形容詞「吉し」の語幹「吉」に接尾語「み」のついた「吉み」の名詞化した語。形容詞「繁し」の語幹「繁」に接尾語「み」が付いた「繁み」の名詞化した語と同様の形成)を意識し、ミ語法に拠って上二句を「富士の嶺を高み畏み」(富士の嶺が高くそびえ恐れ多いので、の意)と詠んでいる。また、長歌の2の部の「天雲もい行きはばかり」をそのまま踏襲して下三句を「天雲もい行きはばかりたなびくものを」と歌い、反歌第一首三二〇番歌の「雪」に「雲」を取り合わせている。

このように、反歌第二首三二一は長歌の1の主部と2の述部に創作意識を回帰させ、その二つの部の表現と響き合わせるようにして詠み、富士歌の長歌反歌の全体を歌い収めている。

反歌第一首三二〇は駿河国に関わる歌であったが、反歌第二首三二一は甲斐の国と駿河の国の双方に関わる歌として詠み、長歌か

らの叙述のバランスをとったものと考えられる。

以上、述べてきたように、高橋虫麻呂の「富士の山を詠む歌」は、虫麻呂自身の旅（常陸の国での任終えて都へ帰還する旅）の途次の行程に即して詠まれた歌と言えるのである。

四、虫麻呂の旅の行程

第二節、三節の考察のように、虫麻呂の「富士の山を詠む歌」は虫麻呂の旅の行程を考えることによつて解くことができる。

山部赤人の「富士の山を望る歌」が東海道を東へ進む行路時の駿河の国での歌であるのに対して、虫麻呂の富士歌は東海道を西へと帰る途次に、（駿河の国から）甲斐の国に入り、富士川沿いに下つて駿河の国に出て東海道を再び西へと向かうという帰路行程に即して詠出された歌と考えられる。

甲斐の国にはどのようなルートをとつて入つたのか。この問いに對する答えとなる考古学の貴重な発見が二〇一三年（平成二十五）八月にあり、古代の国道「東海道甲斐路」^{（注13）}の存在が具体的に明らかになった。

山梨日日新聞二〇一三年八月九日付記事には次のように記している。重要な記述であるので長めに引用する。

まず、「河口湖畔 古代の『国道』」の横書き見出しのもとに導入文を次のように記している。

古代に都と地方を結ぶ幹線道路だった「官道」とみられる

遺構が県内で初めて見つかった鯉ノ水遺跡（富士河口湖町河口）の調査から、官道の幅は6メートルか9メートルで、河口湖畔沿いを走るルートだったことが分かった。（後略）

そして、「道幅6メートルか9メートルの可能性 湖沿いを南北に続く」の見出しのもと、本記事を次のように記している。

古代の「国道」ともいえる道路遺構は、河口湖北東の水田地帯に位置。平城京や平安京から続く官道「東海道」の支線とみられる。「東海道甲斐路」と呼ばれ、静岡県御殿場市付近で東海道から分かれ、甲斐国の行政を担う笛吹市の「国府」までつながっていた。

町教委によると、道は南北に続いている。道路の片側の端を発見し、西側へ3・7メートル進んだところで調査エリアから外れた。正確な道幅は確認できなかったが「全国で見つかっている古代官道の道幅は3の倍数」（町教委生涯学習課文化財担当の杉本悠樹さん）で、本線となる東海道が12メートルであることから、6メートルまたは9メートルと推定されるという。

また官道の西側一帯は砂地で、緩い地盤であることも判明。当時の河口湖の水位が現在よりも高く、官道のすぐそばまで湖だったことが確認された。（後略）

同日の朝日新聞（山梨）版にも同様の記事を載せ、この「東海道甲斐路」は、「何層も数種類の土をつき固めた『版築』と呼ばれる

工法で作られていた。」と記している。

虫麻呂はこの東海道甲斐路によつて甲斐の国に入り、富士の山の海を間近に見たものと推定できる。長歌三一九から富士川沿いに下つて駿河の国に出たと考えられることから、虫麻呂は東海道甲斐路を進み、甲斐の国府に寄り、そこから西へ進み、富士川沿いに南下したものと思われる。

東海道甲斐路は先掲の記事に拠れば、静岡県御殿場市付近で東海道から分岐していた。この御殿場のすぐ東方には古代の交通の要路である足柄山がある。虫麻呂は任地の常陸の国から東海道を南下し、足柄山の坂を越えて、東海道の支線の甲斐路に入り、富士の山、その海を間近に見た後、富士川沿いを南下するまでに、東海道甲斐路を甲斐国府まで進み、そこに立ち寄つた後、西進して酒折の宮にも立ち寄つたことが考えられる。そしてそこからさらに西進して富士川に至り、その川沿いを南下して駿河の国に出たものと考えられるのである。ということになると、このコースの富士川に至るまでは、倭建命が辿つたコースと重なる。

古事記景行天皇条には、倭建命が「即ち其の国より越えて、甲斐に出でまして」と記されている。この記述は、倭建命が足柄山の坂に登り立って、「あづまはや」と言われたという記述の直後にあるので、「其の国」は「相模国」を指し、「越えて」は具体的には足柄の山坂を越えての意と考えられる。この記述から足柄山を越えて甲斐の国に入るルートがあったことが知られる。倭建命の時代には、まだ未整備であったと思われるけれども、そのルートが東海道甲斐路のもとになったであろう。『古事記』によれば、先掲記述のあと、倭建命は酒折の宮で御火焼の老人と次のような問答をかわしている

(本文は西宮一民校注『古事記』^(注15)に基本的に拠り、一部改変した)。

歌ひたまひしく、

新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる

しかして、その御火焼の老人、御歌に続き、歌ひしく、

日々並べて 夜には九夜 日には十日を

常陸の国の地名「新治」「筑波」が詠みこまれており、『常陸国風土記』総記にも、「倭武の天皇、東の夷の国を巡狩はして、新治の縣を幸過ししに」とある。

虫麻呂はむろんこの問答を心に刻みつけていたであろう。御火焼の老人の答歌には「日々並べて」「日々を並べて、日数を重ねて、の意」の表現もある。この「日々並べて」は、『常陸国風土記』行方郡の倭建命関係記述の「行細の国」「行方」(前掲拙論)とともに、虫麻呂が「並吉みの」を考案する上でのヒントにもなったであろう。敬意を寄せる倭建命も見た富士の山と甲斐の国の山々の配列の景観のすばらしさを「並吉みの」の枕詞に結晶させたのである。

こうして、虫麻呂は倭建命の辿つた後をたずねる心で、甲斐の国に入ったと言うことが許されよう。そして、富士の山を甲斐側と駿河側の双方の視点から捉えた「富士の山を詠む歌一首并せて短歌」を成したのである。

(二〇一九年十二月一日)

注

- 1、一九九六年二月二十五日、集英社発行
- 2、柿本人麻呂の巻二・二二〇番歌の「槻の木こちごちの枝」の応用と考えられる。
- 3、日本書紀歌謡七七の「こもりくの初瀬の山は 出立いでたち」のよろしき山（後略）や巻十三・三三三一の「こもりくの泊瀬の山：：出立いでたちのくはしき山ぞ（後略）」などを考慮しての表現と考えられる。
- 4、都留文科大学研究紀要第67集、平成二十（二〇〇八）年三月二十日、都留文科大学発行
- 5、『文科の継承と展開』所収、平成二十三（二〇一一）年三月十日、勉誠出版発行
- 6、平成二十四（二〇一二）年九月二十八日、山梨日日新聞社発行
- 7、鳥が山（の神）を畏怖する描写は『常陸国風土記』久慈郡の条に次のようにあり、虫麻呂の表現のヒントになったものと思われる。本文の引用は秋本吉郎校注『風土記』（一九五八年四月五日、岩波書店発行）に拠る。以下、風土記関係記述は同書に拠る。

神、禰告ねいこを聴ききて、遂つひに賀毗礼かひれの峯みねに登りましき。其の社は、石を以ちて垣かきと為し、中うちに種属しゅじゆ甚多く、并また、品しんの宝たから、弓ゆみ・鉾ほこ・釜かま・器うつはの類たぐひ、皆石と成りて存たもれり。凡すべて、諸もろもろの鳥の経過へすくるものは、盡ことごとくに急飛とくび避りて、峯みねの上に当あたることなく、

古いにしへより然しかし為なりて、今も同じ。

- 8、富士川の水源地は富士山にはないが、富士山と聖なる山水のペア（一組）をなすこと、三輪山と泊瀬川（巻九・一七七〇番歌）、「神なび山」と「明日香川」（巻十三・三三三六番歌）、越中「二上山」と「射水川」（巻十七・三九八五番歌）と同様である（前掲拙稿「続『なまよみの甲斐』考」、前掲拙著『甲斐 万葉の歌譜』第5章）。
- 9、山部赤人の「富士の山を望る歌」における「布士」（三一七）の表記と同様、虫麻呂の「富士の山を詠む歌」の「布士」（三二二）、「布里家利」（三三〇）の「布」は「ふ」の音を表すのみならず、富士の高嶺の真白な衣の布のような雪を表していると考えられる。
- 10、都留文科大学研究紀要第90集、二〇一九年十月二十日、都留文科大学発行
- 11、「富士ノ山ニハ雪ノフリツモリテアルガ、六月十五日ニソノ雪ノキエテ、子ノ時ヨリシモノハ又フリカハル」（萬葉集註釋卷第三所引駿河国風土記）という話。
- 12、三二〇番歌上二句の「富士の嶺に降り置く雪は」の表現は、長歌三一九の最終句「見れど飽かぬかも」の表現とともに、越中国守大伴家持の「立山の賦一首并せて短歌」（巻十七・四〇〇〇〜四〇〇一）と、それに和した越中国掾大伴池主の「敬みて立山の賦に和ふる一首并せて二絶」（四〇〇三〜四〇〇五）番歌に影響を与えたことが見て取れる。家持の四〇〇一に「立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず神かみからならし」とあり、池主の長歌四〇〇三に「……冬夏と別わかくこともなく

白栲しろたへに雪は降り置きて：：：、短歌四〇〇四に「立山に降り置ける雪の常夏に消ずてわたるは神かみながらとぞ」と歌われている。

13、武部健一『道路の日本史』(二〇一五年五月二十五日、中央公論新社発行)の第二章三の「七道駅路全図」に記されている。初出は『完全踏査 古代の道』(二〇〇四年、吉川弘文館発行)という。

14、甲府盆地西半部までは現在「釜無川かまなしがわ」と呼ばれている。
15、昭和五十四年六月十日、新潮社発行

(付記)

本稿の骨子は、山梨県立文学館の「二〇一九年度年間文学講座」第二回(二〇一九年六月七日)において、「万葉集の高橋虫麻呂の富士の山を詠む歌」と題して述べた。

受領日…二〇一九年十二月四日

受理日…二〇一九年十二月四日